

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

焼津市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和5年5月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他関連する法令及び条例等に基づき、以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険における資格管理に関する業務2 国民健康保険における各種証の交付及び管理に関する業務3 国民健康保険における保険給付の支給に関する業務4 国民健康保険税の賦課及び徴収に関する業務 <p>・上記の業務の実施に当り、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 被保険者の各種届出及び申請に関する事務2 被保険者の保険給付の支給に関する事務3 被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバー・国保総合システム・国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という)第9条第1項 番号法別表第一 第16項、第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号) 第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二(以下、「別表第二」という) (情報照会の根拠) 別表第二 27、42、43、44、45、121の各項 (情報提供の根拠) 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の各項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	焼津市健康福祉部国保年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市市民部保険年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1113	事前	
平成28年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルと取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納税通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係わる証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他関連する法令及び条例等に基づき、以下の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険における資格管理に関する業務 2 国民健康保険における各種証の交付及び管理に関する業務 3 国民健康保険における保険給付の支給に関する業務 4 国民健康保険税の賦課及び徴収に関する業務 ・上記の業務の実施に当り、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の各種届出及び申請に関する事務 2 被保険者の保険給付の支給に関する事務 3 被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務 	事後	事務の訂正
平成28年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という)第9条第1項 番号法別表第一 第16項、第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号)第16条、第24条	事後	項目の訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第7号及び同法別表第二(以下、「別表第二」という)(情報照会の根拠) 別表第二 27、42、43、44、45の各項(情報提供の根拠) 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の各項	事後	項目の訂正
平成28年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年4月1日	平成28年9月30日	事後	日付の訂正
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署 所属長	保険年金課長 藤田 保志	保険年金課長	事前	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和1年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事前	
令和1年11月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和1年11月1日	事後	日付の訂正
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルと取り扱う事務 ②システムの名	中間サーバ	中間サーバー	事後	誤記による訂正
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルと取り扱う事務 ②システムの名	なし	・国保総合システム・国保情報数約システム	事後	記載の追加
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルと取り扱う事務 ②システムの名	なし	・医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	なし	、中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル	事前	
令和2年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	なし	国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	(オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和 1年11月 1日	令和 2年 2月29日	事後	
令和2年3月13日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)	十分である	提供・移転しない	事後	誤記による訂正
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二(以下、「別表第二」という)	番号法第19条第8号及び同法別表第二(以下、「別表第二」という)	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部保険年金課	健康福祉部国保年金課	事後	
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長	国保年金課長	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市市民部保険年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1113	焼津市健康福祉部国保年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1113	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和 2年 2月29日	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という)第9条第1項 番号法別表第一 第16項、第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号)第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という)第9条第1項 番号法別表第一 第16項、第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号)第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和5年5月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 別表第二 27、42、43、44、45の各項	(情報照会の根拠) 別表第二 27、42、43、44、45、121の各項	事前	
令和5年5月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	